

# 平成25年度 第1回 岐阜県発達障がい児者支援連携会議

平成25年10月18日(金)

15:00~17:00

議会棟第2面会室

## 議事次第

- 1 希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化について
- 2 発達障がい児者支援施策について

### 配付資料

- 資料1 「発達障がい児評価親子入院」の実施について
- 資料2 発達障がい児者支援施策

## 「発達障がい児評価親子入院」の実施について

### 1. 発達障がい児に対する外来診療の現状と課題

- ・現在、小児科医師及び児童精神科医師による診察を実施するとともに、必要に応じて個別に作業療法、言語聴覚療法及びカウンセリングを実施している。

[課題]・診療希望者に対応する初診枠の確保が困難（9月末現在：初診待ち68名）

- ・服薬を必要とする子どもの増加（再診枠確保の必要性）
- ・保護者の障害理解の乏しさや精神の不安定な状況などが子どもへの虐待や不適切な養育につながり、子ども相談センターや市町村（学校を含む）等との連携を要するケースが増加
  - 保護者に子どもの特性を的確に理解してもらい、適切なかかわり方を学んでもらうだけの時間・方略が、現状の診療体制だけでは確保できない
  - 多職種の専門家がチームを組み、診療場面だけでなく生活の中で子どもを評価し、それを返すことで、保護者が子どもに対し適切な対応ができるよう支援するとともに、家庭や地域でできることをより具体的に体感してもらう機会が必要である

### 2. 「発達障がい児評価親子入院」の実施

#### 1) 目的

- ① 保護者に対し、子どもの発達特性や障がいの理解を促し、その子どもの特性に合わせた子育てが出来るよう支援し、不適切な養育を未然に防ぐ。
- ② 日々の生活から解放されることで、保護者に子どもと向き合う時間を作ってもらうとともに、同じような不安や悩みを持つ仲間がいることを知り、それを共有することで、子育てに対する意欲を引き出していく。
- ③ 診療だけでは見えない入院生活の中で、親と子の関係性や子どもと同年齢児との関係性を把握しながら、多職種が子どもを専門的に評価し、それを保護者や地域（療育機関や保育園、幼稚園等）に返すことで、保護者支援や地域療育・地域支援につなげていく。

#### 2) 対象者

- ① 原則、希望が丘学園小児科を受診した児で、医師からの内容説明を受けた上で、親子入院を希望する親子
- ② 当該児に関わりのある小児科医師・訓練士・心理士等で協議の上選定

#### 3) 実施プログラム等

- ① 実施コース ※各コースとも3～5組の親子
  - 幼児コース（2～4歳児）

【目的】 診断間もない不安の高い保護者に対し、子どもをどう捉え、どうかかわれば良いのかを具体的に学んでもらうとともに、先の見通しを持って子育てできるよう支援する。また早期に地域療育につなげていく。

➤ 就学前コース（年長児）

【目的】 就学前に改めて子どもを評価して保護者に理解を促し、スムーズに学校生活へ移行できるよう支援していく。

② カリキュラム

➤ 2泊3日コース

➤ プログラム（一部を除き親子分離）

≪子ども≫ 個別評価（医師・作業療法・言語療法・心理）  
保育（親子あそび・自由あそび・設定あそび）等

≪保護者≫ 発達障がいに関する講義、個別相談、プロフィールブック作成、  
グループ活動（ペアレントトレーニング）、  
フリートーキングによる自助グループ活動 等

③ 費用等

➤ 保険点数は1日2114点（小児入院医療管理5）

➤ 保険入院に伴う保護者の自己負担額

・親子の食事代（朝昼晩7食）、寝具代：約6,000円程度

4) その他

・新希望が丘学園が、平成27年9月(予定)供用開始の予定であることから、平成27年度は幼児コースのみを実施し、その他は、平成28年度以降実施を予定している。

3. 今後の検討事項

1) 先行事例の検証

・「長崎県こども医療福祉センター」において、早期治療を目的として実施されている親子入院について、実施内容等を検証する。

2) 実施プログラムの詳細検討

・個別評価、保護者のグループ活動及び子どもの保育の内容や活動場所等について、より具体的な検討を行う。

3) 親子入院実施に関わる各部署の役割の明確化と職種・人数等の検討

・親子入院の実施に当たっては、学園内の各部署が連携する必要があり、各部署の役割を明確にするとともに、実施に必要な職種及び人員等の検討を行う。

4) その他

・子ども及び保護者のニーズや発達障がい児デイケアとの絡みを踏まえながら、親子入院の他コースの実施について検討していく。

・病棟看護体制の検討（多様な入所・入院児に対する適切な看護体制）

\*人員（夜勤体制）、対象児ごとの病室への配置など

#### 4. その他

##### 1) 発達障がい児デイケアの取り組み

- ・児童精神科医師の処方による、主に子どもへの直接的な支援を目的とした発達障がい児デイケアの実施を検討している。
- ・現在、発達障がい支援センターで実施しているチューリップ（就園前の子たちのグループ）を平成27年度からは医療（通院集団精神療法（270点）を予定）で実施する。
- ・その他のグループの対象児や目的、診療報酬上の枠組みについては、今後具体的に検討していくとともに、他医療機関の児童精神科において実施されているグループ活動についての調査を行う。

##### 2) 平成27年度以降の「障がい者総合相談センター（発達障がい支援センター）」との連携

- ・発達障がい児に対する外来診療で、福祉的な相談や支援が必要であると判断された場合は、原則、児童発達支援センターに連絡する。
- ・児童発達支援センターにて発達障がい支援センターとの連携が必要であると判断された場合は、児童発達支援センターが窓口となり、医療及び発達障がい支援センターと連携していく。

平成27年度 希望が丘学園における発達障がいに係る支援体系(医療・福祉・年齢別)

		1歳児	2歳児	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	それ以降
希望が丘学園 (医療)	小児科															
	児童精神科															
	発達障がい児評価 親子入院(小児科)															
	通院集団精神療法 (児童精神科)															
	カウンセリング															
訓練指導課	作業療法															
	言語療法															
児童発達 支援センター (福祉)	相談・計画相談															
	保育所等訪問事業															



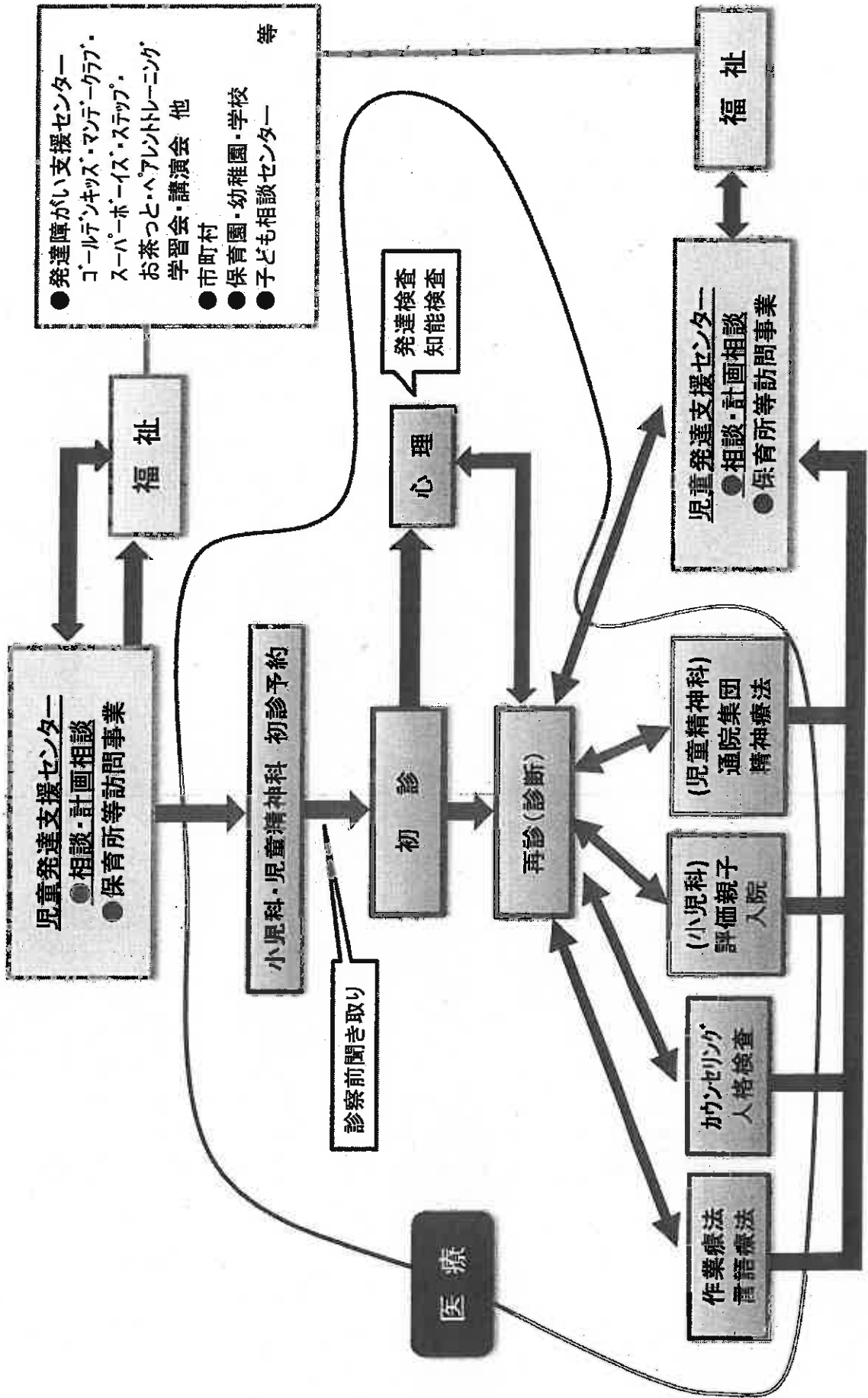
外来からは、原則、児童発達支援センターへの相談を促す→必要に応じて各相談機関へ

外来からは、原則、保育所等訪問事業を活用するよう促す→無理ならのぞみの訪問支援へ

総合相談センター																
発達障がい 支援センター のぞみ	学習会 グループ活動 (居場所づくり)															
	園・学校訪問支援															

(保護者)お茶々と家族のための学習会・講演会・ペアレントトレーニング  
(子)コーデルテンキッズ・マンデークラブ・スーパーホーイス・ステップ

平成27年度 希望が丘学園における小児科・児童精神科(発達障がい)の医療・福祉の流れ(案)



発達障がい支援センターのぞみ

- 専門的な相談
- 支援者の人材育成、県民への普及・啓発
- 各支援機関、市町村との連携強化

拡充

H27～障がい者総合相談センター内に設置し、精神保健福祉センターと一体となって成人期も支援



- 地域の関係機関の職員に対する研修やコンサルテーションの強化
- 関係機関の職員では対応が困難な事例についてバックアップ

人材育成  
後方支援

人材育成  
後方支援

人材育成  
後方支援

圏域発達障がい支援センター  
(岐阜圏域以外の各圏域に1箇所)

- 地域の支援機関の職員に対する助言指導
- 支援体制推進のためケース検討会の開催

拡充 地域の拠点としての役割を強化

連携  
強化

連携  
強化

連携  
強化

市町村、児童発達支援事業(センター)、相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校 等

発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業  
(各圏域に1箇所)

- 発達障がい者に特化した就労支援
- 発達障がい者や家族、企業等への支援

発達障がい者相談支援事業  
(社福)同朋会 伊自良苑に委託

- 発達障がい者に特化した生活支援
- 発達障がい者やその家族等への支援

市町村、相談支援事業所、公共職業安定所、企業 障害福祉サービス事業者(就労継続支援事業所等) 等

【新】発達障がい児者診療促進事業(仮称)(H26～)  
(発達障がい専門外来診療促進事業を改編)

一部拡充(予定)

- 各圏域に、発達障がい専門外来を設置
- 県や圏域発達障がい支援センター主催の療育研究会、事例検討会等にアドバイザーとして参加

新規

- 県設置の支援機関が開催するケース会議に専門の医師を派遣し、対応困難な相談者等への支援方法について助言
- 県設置の支援機関が開催する医療相談会に専門の医師を派遣し、相談者の医療分野の相談に協力

希望が丘学園(診療部門)

- 外来診療 ○外来訓練・集団療法
- 親子療育支援(H27～)

再整備により、設備、人員体制を強化

研修事業による人材育成

- 発達障がい支援従事者養成研修
- 障害児通所支援事業所等職員研修
- 【新】強度行動障害支援者養成研修事業(H26～)

各機関が相互に連携することにより、児者一貫した支援体制の構築を目指す

18歳未満 ← → 18歳以降

【新】希望が丘学園

医療機関

○発達障がい児の診療・外来療育の拠点

- 外来診療機能の強化
- 専門的な外来訓練・集団療法の実施
- 親子療育支援プログラムの実施

医療型障害児入所施設

○ 肢体不自由児及び重症心身障がい児の生活・活動の場を提供

医療型児童発達支援センター

[ 〇 肢体不自由・重症心身障がい児療育拠点 ]

○ 障がい児に対する支援の拠点

→ 県内の療育施設に対する研修・情報発信

○ 地域における療育システム構築支援の拠点

→ 地域療育システム支援事業を活用した地域支援

児童発達支援事業(センター)

保育所

一次支援機関とのネットワーク構築  
人材育成・支援ノウハウの伝達

市町村

【新】発達障害者支援センター

○ 発達障がい児者に関する支援の拠点

- 困難ケース、広域的なケースに対応
- グループ活動を通じた本人・家族への支援  
及び社会参加の促進
- 自助グループの養成支援

○ 発達障がい児者支援ネットワークの中核機関

- 圏域発達障がい支援センターや発達障がい者支援コンシェルジュ、地域の支援機関の統括とネットワーク構築

○ 人材育成の拠点

- 研修会の開催による支援者の人材育成
- 一般向け研修の開催による普及啓発

○ 発達障がい支援に関する情報発信の拠点

- ホームページ等の活用による情報発信

圏域発達障がい支援センター

伊自良苑

1. 5. 2次支援機関との  
ネットワーク構築  
専門的・広域的支援の実施

発達障がい者支援コンシェルジュ

相談支援事業所

地域の支援機関

連携

○ それぞれが持つ支援資源を利用

(希望が丘学園の外来機能・発達障害者支援センターの支援ネットワーク等)

○ それぞれが持つ専門技術を活用

(希望が丘学園の訓練技術・発達障がい支援センターの相談支援技術等)



強度行動障害児者とは

自閉症などの障がいを持ち、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な訓練・指導を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者

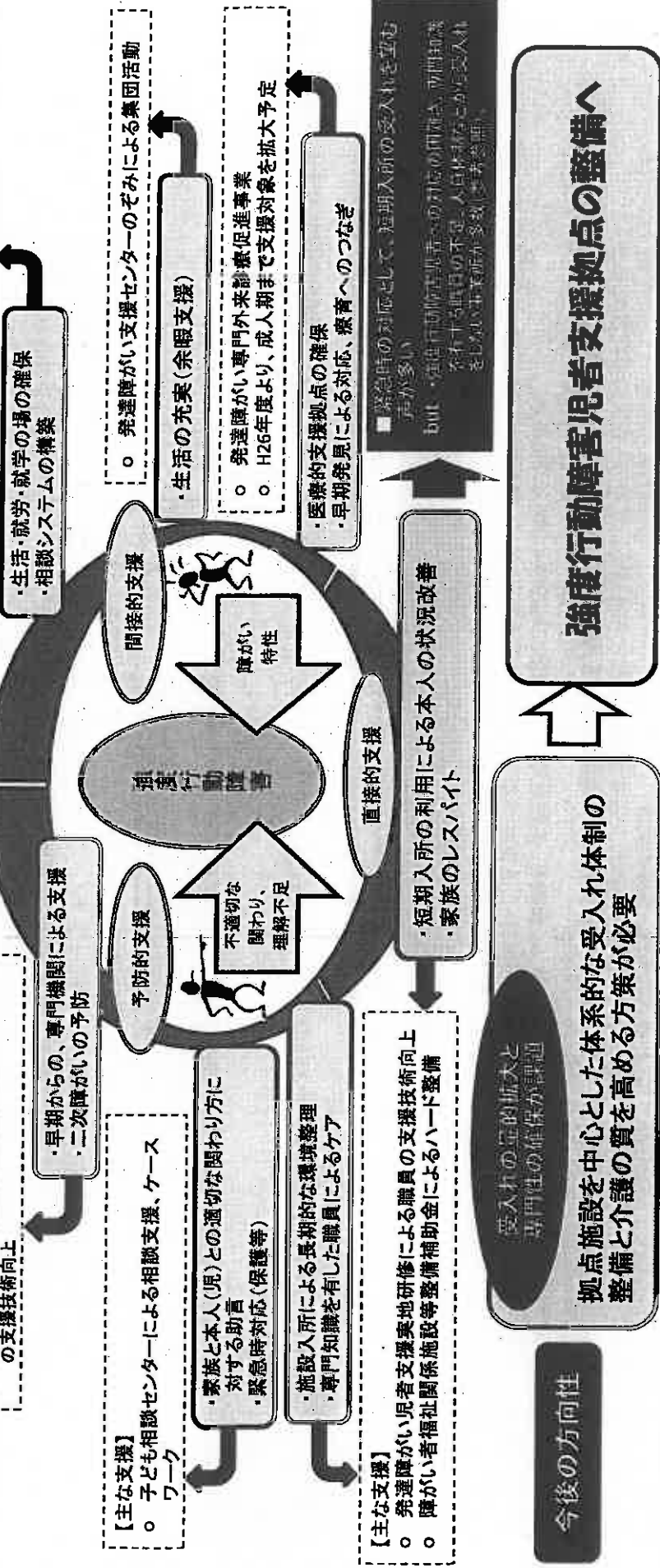
強度行動障害児者等支援の必要性

強度行動障害児者は他害、破壊行為などがあり支援にあたって危険を伴うことがあるため、短期入所事業所等の受け入れが困難であることから、家族が疲弊している。また、事業所受入後の不適切な支援により、利用者の虐待につながる可能性も懸念される。

現状

【主な支援】

- 児童発達支援事業(センター)による療育
- 障がい児等療育支援事業による療育
- 圏域発達障がい支援センターによる専門支援
- 障害児通所支援事業等職員研修事業による職員の支援技術向上



【主な支援】

- 子ども相談センターによる相談支援、ケースワーク

- 家族と本人(児)との適切な関わり方に対する助言
- 緊急時対応(保護等)

- 施設入所による長期的な環境整理
- 専門知識を有した職員によるケア

【主な支援】

- 発達障がい児者支援実地研修による職員の支援技術向上
- 障がい者福祉関係施設等整備補助金によるハード整備

今後の方向性

拠点施設を中心とした体系的な受入れ体制の整備と介護の質を高める方策が必要

強度行動障害児者支援拠点の整備へ

【参考】H24実施の「強度行動障害のある発達障がい児(者)の短期入所サービス利用に関する調査」結果(対象:指定短期入所サービス事業者82か所)  
 ○ 強度行動障害のある発達障がい児(者)の受け入れについて⇒【可能:12か所 不可能:55か所 その他:15か所】  
 ○ 上記の者の短期入所利用を断ったことがあるか⇒【断ったことがある:15か所 断ったことがない又は問い合わせがない:62か所 その他5か所】  
 ○ 受け入れるうえでの課題または必要な援助

◎設備面での課題

- > 落ち着いて過ごすことが出来るよう、個室が必要
- > 障がい特性に応じた環境となるよう、個室改修が必要

■ 県内障がい福祉施設を「強度行動障害児者支援拠点」と位置付ける  
 → 緊急時を含め強度行動障害児者及び保護者等のセーフティネット、強度行動障害に関する専門拠点機関として機能

＜拠点の役割＞

- ・ 入所、短期入所の受け入れ (セーフティネットとしての役割)
- ・ 人材育成、啓発
- ・ 相談支援

○ 施設・設備の整備

- ・ 拠点機関の施設・設備整備を重点的に実施。

○ 人材育成、研修の実施

- ・ 「強度行動障害者養成研修」など各種研修の開催 → 職員の専門性の向上
- ・ 講演会、啓発活動などを実施し、県民に広くPR。

○ 相談支援

- ・ 本人、保護者、関係者等からの相談に対応(24時間対応も検討)。
- ・ 市町村(自立支援協議会)、児童発達支援センター、発達障がい者支援コンシェルジュなど関係機関との連携 → 在宅支援

発達障害支援センターのそめみ、子ども相談センター(児の場合)等が困難事例の対応や後方支援を実施

強度行動障害支援拠点機関

県内障がい福祉施設

- 強度行動障害児者の短期入所の受け入れ
- 強度行動障害児者の入所受け入れ
- ◎ 【新】強度行動障害者養成研修の実施
- 委託相談支援事業による相談支援の実施

事業実施

- 強度行動障害者養成研修、発達障がい児者支援実地研修など各種研修の実施、県内他短期入所事業所など関係機関とのネットワーク構築、施設整備による専用室確保などの検討
- 短期入所拡大など「強度行動障害児者支援研究会」(仮称)の設置(H26～)

県



- 自立支援協議会を活用した個別支援と地域のネットワークづくり
- 乳幼児健診による早期発見と支援 など

- 発達障がい児者の相談支援 (困難ケースに対応)
- 拠点機関等への助言、アドバイス など
- 県内支援機関のネットワーク構築 など

- 在宅支援、家族を含めた支援
- 児に関する助言、入所措置
- 緊急時の対応(児童) など

# 県立障がい福祉施設（ひまわりの丘）の再整備案について

平成25年10月18日  
障害福祉課

## 現 状

- 県立障がい福祉施設は10施設（右表参照）  
※各施設の指定管理者は「県福祉事業団」
- 特に「ひまわりの丘第三・第四学園」は老朽化が著しい  
築30年を超える施設が多く、特に、「ひまわりの丘第三学園  
（築40年）」と「ひまわりの丘第四学園（築38年）」は、老  
朽化が著しい。利用者の高齢化・重度化も進んでおり、利用者に  
適した生活環境の改善を図るため、一刻も早く再整備に着手する  
必要がある  
※指定管理評価会議においても再整備を求める意見有

## 再整備方針(案)

### 【ひまわりの丘の再整備方針（案）】

#### ○ 「第三学園」及び「第四学園」は建て替えを検討

- ・ 「第三学園」及び「第四学園」については、県福祉事業団  
を設置運営主体とする再整備（※清流園方式）を前提に、  
同一敷地内での建て替えについて検討

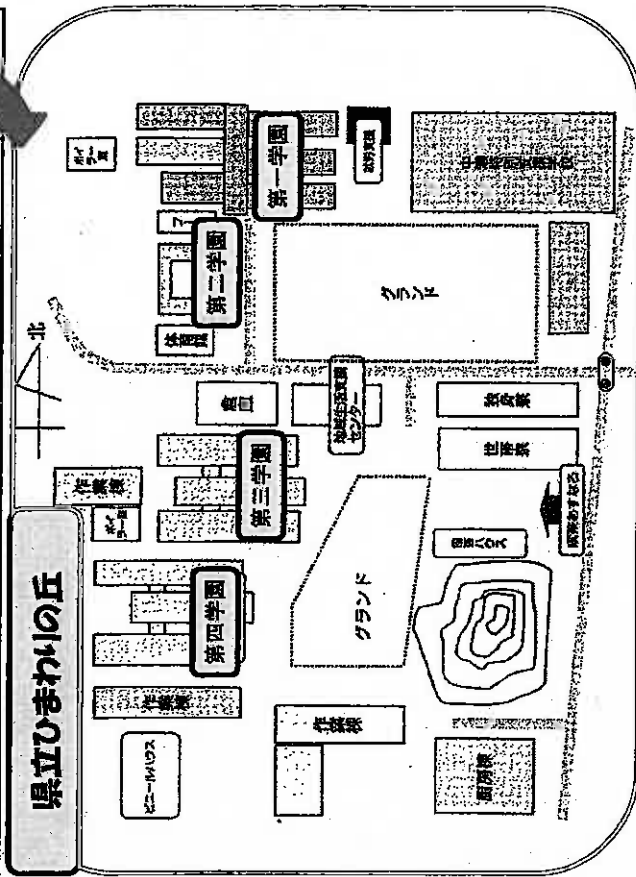
※清流園方式：平成21年度に清流園を再整備した際の手法  
県福祉事業団が新施設を建設、土地は県が無償貸与

- ・ 第一学園及び第二学園等其他施設については、県福祉事  
業団の意向を踏まえた上で、県福祉事業団への貸与等も検討

※民間法人による運営は、民間の柔軟さ、きめ細かな利用者本位  
のサービス提供、経営努力と活力により、利用者へのサービ  
ス向上が期待できる

施設名	設置年月(経過年数)	区分
1 ひまわりの丘第一学園(関市)	H元.9 (24年経過)	障害児入 所施設
2 ひまわりの丘第二学園(関市)	S52.3 (36年経過)	障害者支 援施設
3 ひまわりの丘第三学園(関市)	S48.3 (40年経過)	
4 ひまわりの丘第四学園(関市)	S50.3 (38年経過)	
5 陽光園(美濃市)	S51.3 (37年経過)	
6 三光園(山県市)	S56.3 (32年経過)	
7 幸福苑(山県市)	S58.3 (30年経過)	
8 みどり荘(岐阜市)	S56.3 (32年経過)	
9 サニーヒルズみずなみ(瑞浪市)	H3.3 (22年経過)	
10 はなの木苑(土岐市)	H12.3 (13年経過)	

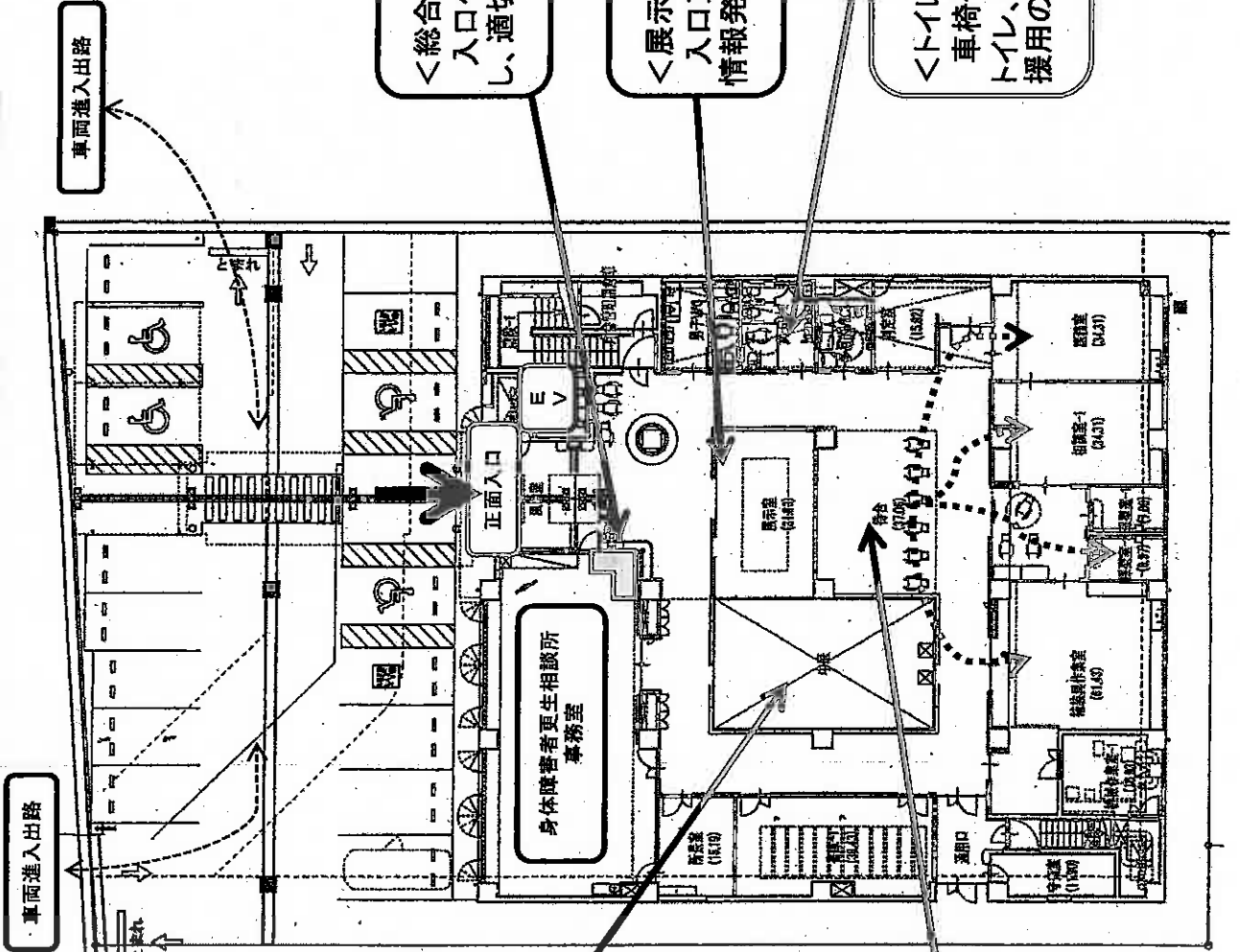
## 県立ひまわりの丘



# 岐阜県障がい者総合相談センター 実施設計

## 1 階

「身体障害者更生相談所」  
「総合窓口」



＜総合窓口＞  
入口付近に総合窓口を設置し、適切な相談機関へ御案内

＜展示室＞  
入口正面に展示室を設置し、情報発信を行う

＜トイレ＞  
車椅子の方でも利用可能なトイレ、オストメイト、子育て支援用の設備も設置

＜吹き抜け＞  
吹き抜けとすることで、建物内に光を取り入れる

＜スムーズな動線確保＞  
待合から、スムーズに、医務室、相談室、採型室、補装具作業室へ移動

岐阜県障がい者総合相談センター・実施設計

2階

「精神保健福祉センター」  
「知的障害者更生相談所」

「のぞみ」

＜事務室＞

のぞみと精神保健福祉センターが一体となって支援を行うよう同室に配置

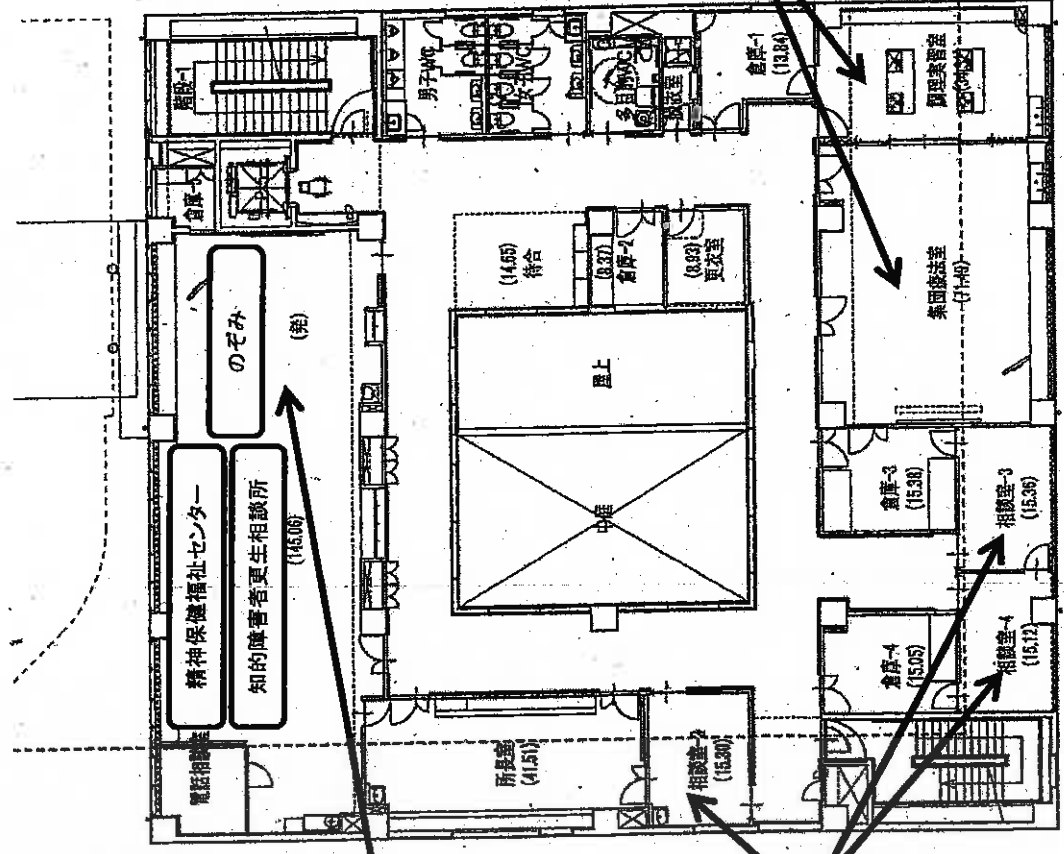
＜相談室＞

精神保健福祉センターと知的障害者更生相談所利用者のための相談室を3室設置

＜集団療法室＞

＜調理実習室＞

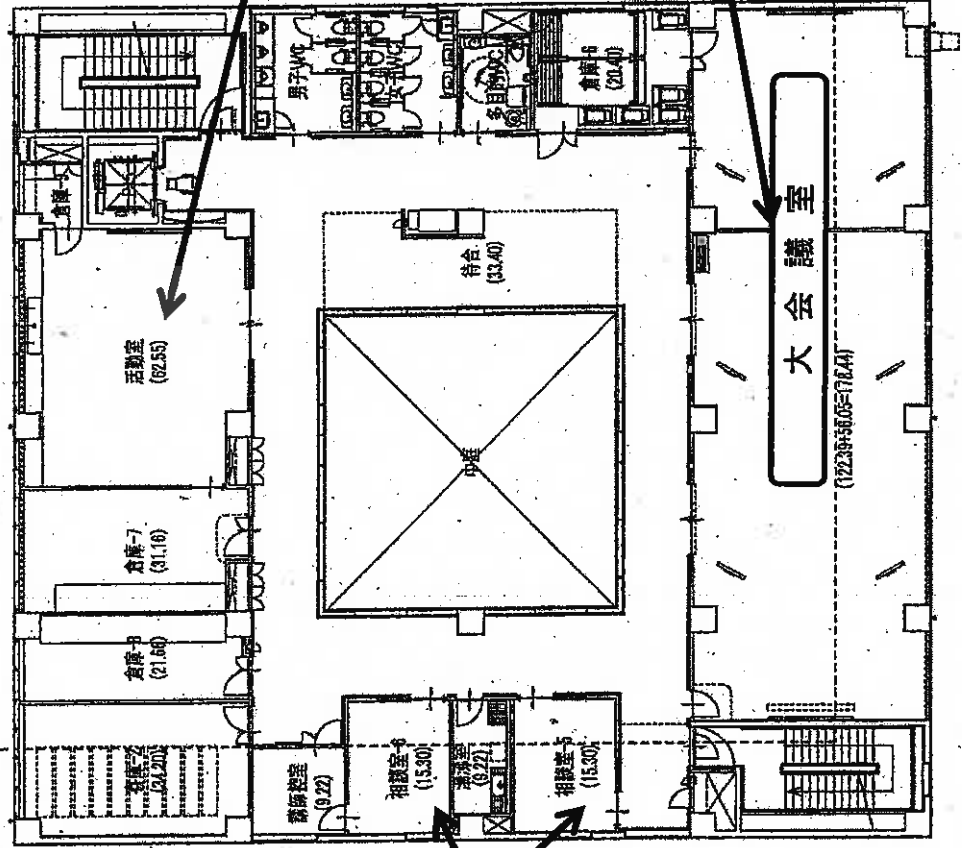
集団療法等のための諸室を整備（※精神保健福祉センターがグループ活動時等に使用）



# 岐阜県障がい者総合相談センター・実施設計

## 3階

「大会議室」、「活動室」  
「相談室」



### <活動室>

のぞみが行う集団活動  
(例:保護者向け学習会、子ども余暇活動支援等)に使用

### <大会議室>

100人規模の研修会等が開催可能、パーティションで仕切ること、中・小会議室としても利用可能

### <相談室>

のぞみ利用者のための相談室を2室設置